

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十三号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第二項中「定年退職の日から五年をさかのぼった日後の日」を「五十五歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

（六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料の特例措置）

5 当分の間、職員が六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として管理者が定める職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例附則第三項から第九項まで及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例附則第二項の規定の例により管理者が定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条及び第二十一条（第二項及び第三項を除く。）の規定による手当に相当する給与は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二

項の規定により採用された職員には、支給しない。